

地域のみなさまのご協力が不可欠です。

事態が発生した場合は、区は東京都などの関係機関と連携して国民保護措置を行います。被害を最小限にするためには、住民のみなさまのご協力が欠かせません。

●不審者や不審物を見かけたら警察署や消防署にすぐに通報してください。

住民のみなさまへ

- 避難時には、高齢者や障害者などの要配慮者への支援をお願いします。
- 避難先では、都や区が行う飲食料の配給などに協力をお願いします。

事業者のみなさまへ

- 平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- 警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の方々への情報伝達・避難誘導を行ってください。
- 突然、屋外で事態が起きた場合は、施設内への緊急誘導にご協力ください。

自主防災組織やボランティアのみなさまへ

- 震災時と同様に、事態の発生時においても、自主防災組織やボランティアの役割は重要です。みなさまの自主的な活動が期待されています。

国民保護措置への協力は、強制ではなく、自発的な意思にゆだねられています。協力の要請を行う場合は、区は安全の確保に十分注意します。

《避難時の留意点》

避難の際には、次の点に留意してください。

- 家の戸締り、ガスの元栓の閉鎖など
- 運転免許証など身分を証明するものの携行
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などの着用
- その他非常持ち出し品の持参
- 新型コロナウイルス等の感染症対策のため、マスク、消毒液、体温計などの衛生用品を持ち出せるよう準備をしましょう。



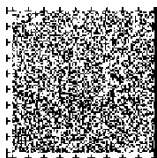
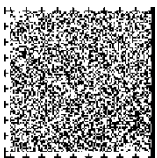
詳しい情報は次のホームページでご確認ください

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/>
- 東京都総合防災部 <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

世田谷区国民保護計画の閲覧場所

- 世田谷区危機管理部災害対策課、各まちづくりセンター、区政情報センター（世田谷区民会館内）、各総合支所区政情報コーナー、各区立図書館
- 世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

令和3年3月発行（世田谷区広報印刷物登録番号 No.1915）
世田谷区危機管理部災害対策課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
TEL 03（5432）2262 FAX 03（5432）3014



世田谷区国民保護計画

～武力攻撃やテロ等から区民の安全を守るために～

国民保護とは、国民保護法（平成16年9月施行）に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、世田谷区では、平成19年3月に「世田谷区国民保護計画」を策定し、令和3年3月に一部を修正しました。

国民保護計画の構成

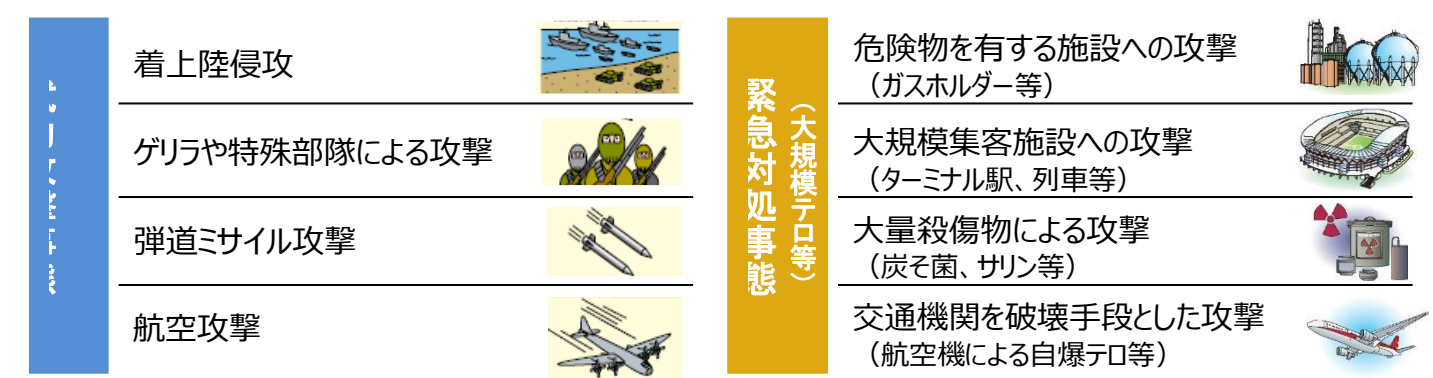
第1章 総論 - 区の責務、計画の位置付け、構成等 - 国民保護措置に関する基本方針 - 関係機関の事務又は業務の大綱等 - 世田谷区の概況 - 区の国民保護計画が対象とする事態	第2章 平素からの備え - 組織・体制の整備等 - 避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え - 物資及び資材の備蓄、整備 - 要配慮者の支援体制の整備 - 国民保護に関する啓発
第3章 武力攻撃事態等への対処 - 初動連絡体制の迅速な確立及び初動対応 - 区対策本部の設置等 - 関係機関相互の連携 - 国民の権利・利益の救済に係る手続き等 - 警報及び避難の指示等 - 救援 - 安否情報の収集・提供 - 武力攻撃災害への対処 - 被災情報の収集及び報告 - 保健衛生の確保その他の措置 - 国民生活の安定に関する措置	第4章 復旧・復興 - 応急の復旧 - 武力攻撃災害の復旧・復興 - 国民保護措置に要した費用の支弁等 第5章 他区市町村からの避難住民等の受入れ 第6章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処 - 基本的考え方 - 初動対応力の強化 - 平時における警戒 - 発生時の対処 - 大規模テロ等の類型に応じた対処

国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定めています。

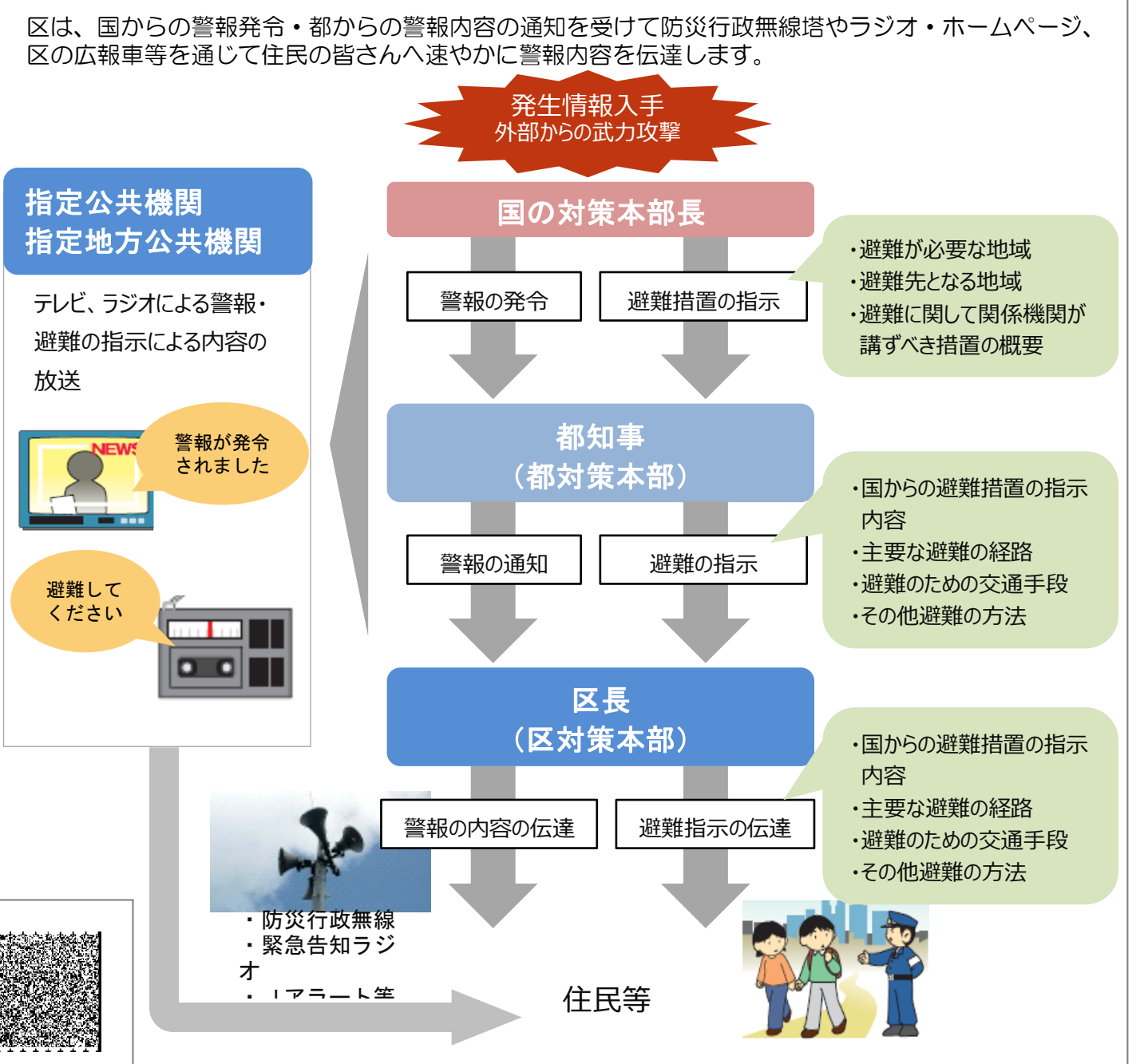
- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 基本的人権の尊重 | ⑥ 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 |
| ② 国民の権利・利益の迅速な救済 | ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 |
| ③ 国民に対する情報提供 | ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 |
| ④ 関係機関相互の連携協力の確保 | ⑨ 外国人への国民保護措置の適用 |
| ⑤ 国民の協力 | |

● 想定する事態



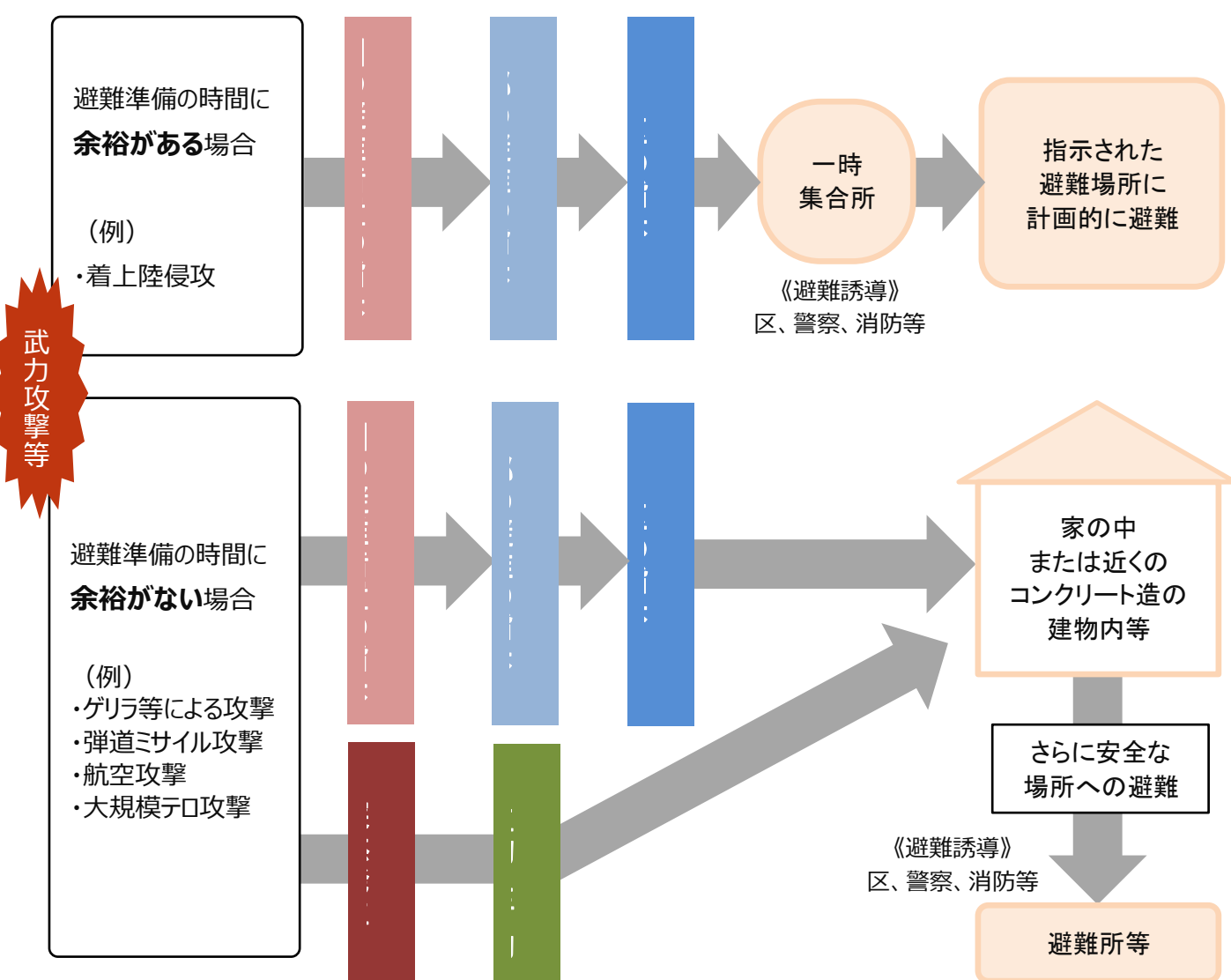
● 武力攻撃事態等への対処

① 警報の伝達・通知



② 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示を受けて消防や警察等と協力し、住民の皆さんの避難誘導を行います。



③ 避難住民の救援

区は、都等と協力して避難所の設置、食品や水の供給、医療の提供などを行います。



④ 安否情報の収集・提供

区は、安否情報を収集し、個人情報の保護に留意した提供を行います。

